

令和元年台風第19号等を踏まえた 高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ (第1回) 議事要旨

1. 日時

令和2年6月19日(金)12:00～14:30

2. 出席者

鍵屋座長、阿部(英一)委員、阿部(一彦)委員、飯島委員、石川委員、片田委員、阪本委員、清水委員、立木委員、田中委員、田村委員、保科委員、村野委員、山崎委員、行政委員[内閣官房(国土強靱化推進室)、内閣官房(事態対処・危機管理担当)、消防庁※、文部科学省(総合教育政策局)、厚生労働省(大臣官房)、厚生労働省(医政局)、厚生労働省(社会・援護局障害保健福祉部)、国土交通省(水管理・国土保全局)、国土交通省(水管理・国土保全局砂防部)、国土地理院、気象庁]

今井政務官、

青柳政策統括官(防災担当)、村手官房審議官(防災担当)、小平官房審議官(防災担当)

※代理出席

3. 議題

- (1)サブワーキンググループの概要
- (2)高齢者等の避難に関する制度検討における論点等

4. 議事要旨

各委員よりいただいた主なご意見は下記のとおり。

- これまでの検討会での提言、実務上の課題を整理し、どの自治体も取り組める具体的で実効性の高い制度設計が求められている。
- 別府市、兵庫県など一燈照隅の先進的取り組みがあるので、これに学び全国津々浦々で地域性を活かしつつ水平展開し、「災害は弱いものいじめ」という社会に訣別しなければならない。
- 誰が支援するか、支援者の確保など名簿を通じた支援体制に関する検討が必要。
- 真に支援を必要とすることを判断するための基準、手続ルールに関する検討が必要。
- 25年改正以前の名簿(※「災害時要援護者名簿」等)との棲み分け、一本化の議論が必要。
- 個別計画を作成する過程の中で、当事者が地域とつながるということは大事だと認識。
- 名簿からの脱漏(重度の方、介護サービスを受けている方等)、避難能力に着目しない要件(単身、75歳等)があるなど、名簿の精度、実態との乖離がある。
- 要支援者名簿を完全なものにするというのが、民生委員さん、自治会の皆さんの御尽力もあるが、個人情報を出さないという部分があり、非常に苦労。

- (自治体に)汗をかく熱心な職員を得られるかどうかというのがモデル事業の成果を高めるために最大の課題であった。
- 名簿を作成する意義は、支援者と連携し、要支援者を安全な場所に避難させることにある。
- 福祉専門職が関与し名簿の精度を上げることが必要。
- 防災部局と福祉部局等との連携が必要。同時に地域のバックアップが必要。
- 個別計画の義務化に関しては、個別計画に係る取組に対する温度差があることを踏まえることが必要。
- 個別計画を義務化する場合、重度の方に関して、相談支援事業所、居宅介護支援事業所が関与することによって地域の方々の安心感も出てくるのではないか。
- 地区防災計画は地方公共団体、地域の自治に委ねるべき部分もあるため、法律でどこまで定めるべきか、定めてよいか意識する必要がある。
- 都道府県がリードする制度設計の在り方について関心。
- 名簿に掲載された者≠個別計画を作成すべき者、である場合、個別計画を作成すべき者の基準が名簿の基準とは別途必要。
- 地域包括ケアシステムの中での防災対策と避難行動をつくっていくべき。
- 地域包括ケアシステムと連携し、本人の状態、環境の変化に応じて、名簿及び個別計画の情報が更新される仕組みが重要。
- 名簿に基づき避難訓練を実施し、どこが足りないかを考えていくべき。
- アフターコロナの時代の避難所は、これまでよりも細かな・分離できるような避難所を設置する必要があることを踏まえ、避難する場所を考えることが必要。
- 健康加齢者で、その地域でお助けすれば何とかなる方々については、地区防災計画のほうに議論を明確に分けていくことが必要。
- 個別計画の部分は、やり方はそれぞれの地域の実情に合わせればいいが、広い意味で行政が責任を持って対応することが必要。
- 福祉マインドを発揮し、当事者の参画が得られたモデル事業の市町村は、非常に進捗がよい。
- 福祉専門職が防災について研修を受けて、当事者や家族にハザード、災害リスクについて当事者と共有化できることが必要。
- 福祉や防災、それ以外の分野を連携させる業務が肝であり、制度として業務を行えるようにすることが必要。
- 別府モデル、あるいは兵庫・丹波篠山モデルは、今日のモデルとしてほぼこういうことではないかという個別計画づくりを進めている。
- 一番大きなポイントは、日常の福祉と切り離れた議論は難しい。災害時だから何かできるというのは非常に難しく、日常の福祉の一つの連続の中に出てくるということ。このワーキンググループでは福祉政策に明確にどう位置づけていくのか、位置づけていけるようなパスを明確に探っていくということが必要。
- 名簿の義務化が決まった最大の背景の一つとして、災害後のローラー作戦と呼ばれるような在宅にいる厳しい人たち、そこに対してアウトリーチをかけていくというための材料であること

を念頭に議論する必要がある。

- 発災後の対策として、福祉避難所などについては、発災前の避難の支援などとは分けて議論することが必要。
- 避難支援の資源量との関係で、緊急時に支援の対象とできる人数は限定的にせざるを得ない。
- 名簿は、行政が保有するデータに基づき避難支援の基礎情報のリストとして作成、確保していくことが必要。
- テキサス州要援助者登録システム(緊急的に本人、家族、平時の支援者が登録する仕組み。)は、自助、共助、公助を上手に組み合わせている。ICT を活用した事例として非常に参考になる。
- 防災側から見た避難行動の支援の項目等の検討においてテキサス州の事例は有用。
- 本人の同意がない者に関し、名簿情報の提供が可能となるのは、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合であるため、状況によっては、支援関係者が名簿を受け取れず、適切な避難誘導を実施できないことが考えられる。
- 要配慮者が必要とする支援内容は一人一人異なるため、専門職の確保が必要なことから、市町村の区域外も含めより広い範囲の中で避難先の確保が必要。場合によっては職員による福祉避難所の設置も想定することも必要。福祉避難所としての収容能力を踏まえ、福祉避難所で受け入れる要配慮者の要件と収容可能人数をできるだけ明確にすることも必要。
- 地域における避難の実効性を高めるための地区防災計画の促進が求められる。
- 名簿は、候補者名簿であり、名簿に記載されている全員に個別計画の作成や支援を提供しなければいけないものではないが、支援を必要とする者の脱漏があってはいけない。名簿の脱漏を補完する手挙げ方式はあまり機能しておらず困難。
- 避難の支援は地域が主役であるため、支援をするヒト・地域に関しても論議し、災害対策基本法や取組指針を見直すべき。
- 亡くなった人が一番多い場所は自宅であり、在宅避難を選択した要支援者に対しても支援は必要。
- 社会の脆弱化が進行している一方、避難支援等に前向きな8割近い者をいかに実際の避難行動支援、あるいは避難生活を支えるところに持っていけるか、この中で、制度設計をどのように考えていくかということがミッション。

以上